

南越前町まちの賑わい創出支援 事業補助金を拡充します!!

町内において、まちの賑わいを創出する事業の経費の一部を補助します。

対象者

町内に事業所や事務所等を有する任意団体、法人団体、中小企業者および個人事業者。

主な対象経費

報償費、委託料、消耗品費など。

補助要件

町内を会場とし、町の観光素材や観光施設、文化財のいづれかを活用している事業であること。過去に実施した事業の場合は、内容が拡充されていること。

補助金額

対象経費の3分の2以内

※1事業当たり100万円まで。

申請方法

観光まちづくり課までご相談ください。

申請締切

7月10日(金)

問合せ

観光まちづくり課

☎0778-47-8002



町ホームページ



早婚夫婦支援事業のご案内

町では、新婚世帯を対象に、結婚新生活の経済的負担を軽減することを目的に支援を行っています。

支援対象者

令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理され、次のすべてに該当する世帯

- ・新婚世帯の所得が500万円未満である。
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ、夫婦または一方が29歳以下である。
- ・新たな住所が南越前町内にある。
- ・申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されている。
- ・夫婦のいずれも町税等を滞納していない。
- ・過去にこの支援金を受けていない。

支援金額

(夫婦ともに39歳以下)

夫婦どちらかが25歳以下…40万円

夫婦どちらかが29歳以下…30万円

申請方法

町ホームページに掲載または保健福祉課に設置の申請書に記入し、必要書類を添えてご提出ください。

問合せ

保健福祉課 ☎0778-47-8007

(4月1日～こども・子育て応援課

☎0778-47-8018)



町ホームページ

詳しくは、町ホームページをご確認ください

結婚新生活支援事業のご案内

町では、新生活を始める新婚夫婦を応援するため新生活にかかる費用の支援を行っています。

補助対象者

令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理され、次のすべてに該当する世帯

- ・新婚世帯の所得が500万円未満である。
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である。
- ・新たな住所が南越前町内にある。
- ・申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されている。
- ・夫婦のいずれも町税等を滞納していない。
- ・国または地方公共団体が実施するほかの補助を受けていない。
- ・過去にこの補助金を受けていない。
- ・ライフデザイン支援講座等、指定する講座を受講していること。

補助限度額

1世帯あたり60万円まで(住居費・引越費用・リフォーム費用を合わせた額が対象)

※受講方法等は保健福祉課までお問い合わせください。

申請方法

町ホームページに掲載または保健福祉課に設置の申請書に記入し、必要書類を添えてご提出ください。

問合せ

保健福祉課 ☎0778-47-8007

(4月1日～こども・子育て応援課

☎0778-47-8018)



町ホームページ

詳しくは、町ホームページをご確認ください